

平成 27 年 3 月 31 日
福 祉 部 長 決 定

加古川市被保護者就労支援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 55 条の 7 第 1 項に規定する被保護者就労支援事業（以下「本事業」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第 2 条 実施主体は加古川市（以下「市」という。）とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他、市が適当と認める民間団体に、市が行うべき事務を除き本事業の事務の全部又は一部を委託することができる。

(職員の配置)

第 3 条 本事業の実施にあたっては、就労支援を専任で行う職員（以下「就労支援員」という。）を配置する。

(対象者)

第 4 条 本事業は、満年齢が 15 歳（義務教育未了の者は除く。）から 64 歳までの稼働能力を有する者で、資格、経験又は学歴の不足により就労が困難な者及び現に就労している者が利用できるものとする。

2 本事業の利用を希望する者（以下「対象者」という。）は、加古川市被保護者就労支援事業利用申込書（様式第 1 号。以下「申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

3 申込書の提出があった場合に、ケースワーカーは、就労支援対象者名簿（様式第 2 号。以下「対象者名簿」という。）を作成するものとする。

(支援内容)

第 5 条 本事業は、対象者に対し次の各号に掲げる支援を行う。

(1) 就労支援員による就労支援

ア 対象者からの就労相談への対応

イ 求人情報の提供や求職方法についての指導援助

ウ 公共職業安定所等での求職活動に必要な支援等

エ 求職先での採用面接に必要な支援等

オ 対象者の就労支援について必要な公共職業安定所等関係機関との連絡調整

カ 就労開始後の状況確認、家庭訪問及び所内面談等による就労定着支援

キ その他就労のために必要な支援

(2) 就労に役立つ資格等の取得

ア 生業扶助技能修得費の給付及び生活保護法以外の他法他施策の活用によって技能を修得することで就労に結びつくような支援

- 2 前項に掲げるもののほか、必要と認められる社会資源の活用による支援を行う。
- 3 本事業の支援期間は、3ヶ月とする。

(アセスメント)

第6条 第4条第2項による申込みがあった場合は、就労支援員又はケースワーカーは、就労阻害要因、職歴による就労に向けた対象者の強み、現在の生活状況から、対象者の希望する職業や働き方についてアセスメントを行い、アセスメントシート（様式第3号）を作成する。

- 2 就労支援員又はケースワーカーは、前項のアセスメントに基づき、求職活動計画書（様式第4号。以下「計画書」という。）を作成する。

(支援の決定)

第7条 対象者の稼働能力や適正職種の検討、支援内容の選定や支援の終了等の決定を行うため、就労支援検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 検討会議は、査察指導員、ケースワーカー及び就労支援員で構成する。
- 3 前項に定めるもののほか、市長が必要と認める場合には、専門的な知見を有する者の参加を求めることができる。
- 4 検討会議は、毎月1回以上開催する。
- 5 検討会議においては、前条第2項に規定する計画書に基づき、第5条に掲げる支援内容のうち、必要な支援を決定するものとする。

(進行管理)

第8条 就労支援員又はケースワーカーは、対象者に対して求職活動の報告を、月1回以上求めるものとする。

- 2 就労支援員は、就労支援の進行管理を行うためケース記録票を作成し、検討会議において、対象者の求職状況の報告を行うものとする。
- 3 新たな阻害要因が発生した対象者については、検討会議において支援の変更又は支援の見直しを行うものとする。ただし、継続的な支援が困難と判断した者については支援を終了する。

(評価)

第9条 就労支援員は、支援の結果、就労が決定した対象者及び支援開始から3ヶ月を経過しても就労に至らない対象者について、評価シート（様式第5号）を作成するものとする。

- 2 就労が決定した対象者については、評価シートに基づき就労状況の確認を行い、検討会議において就労定着のための継続的な支援の要否を検討するものとする。この場合において、継続的な支援が必要と判断したときは、さらに3ヶ月を限度として継続支援を行うものとする。
- 3 3ヶ月を経過しても就労に至らない対象者については、評価シート等を分析し、検討会議において、その阻害要因を明確にするとともに、継続的な支援の要否を検討するものとする。この場合において、継続的な支援が困難と判断した者は、支援を終了し、継続的な支援が必要と判断した者は、再度支援内容を決定し、支援を行う。ただ

し、最初の支援の開始日から6ヶ月を経過しても就労に至らない場合は、支援を終了する。

(再支援)

第10条 第8条第3項又は前条第3項により支援を終了した者から再度、第4条第2項による申込みがあった場合には、生活状況及び就労阻害状況の把握に努めるとともに、検討会議において支援の要否を検討し、支援が必要と判断した者については、第6条から第9条の支援を行うことができる。

(他の就労支援事業との連携)

第11条 就労に向けた準備が一定程度整っており、個別の支援により早期の就労が可能と判断できる者については、対象者の同意を得たうえで、検討会議での決定を経て、公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業への参加を促すとともに、継続的な支援を行うことができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(就労支援プログラム実施要綱の廃止)

2 就労支援プログラム実施要綱(平成24年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。